

令和5年度 福島県立会津工業高等学校 入学者選抜後期選抜募集要項

福島県立会津工業高等学校

〒965-0802 福島県会津若松市徒之町1番37号

TEL 0242-27-7456 (代)

FAX 0242-29-9239

1 対象学科及び募集定員

課 程	学 科 名	募集定員	後期選抜募集定員
全 日 制 課 程	機 械 科	80名	募集定員から前期選抜の合格者を除いた数とする。
	建築インテリア科	40名	
	セラミック化学科	40名	
	電 気 情 報 科	40名 ※2年生から電気エネルギーと情報テクノロジーのいずれかのコースを選択する	

2 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）、または中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 出願は後期選抜を行う学科において、第二志望まで併願できる。

4 出願期間

令和5年3月16日（木）から3月17日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和5年3月17日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和5年度福島県高等学校入学志願に関する調査書
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
 - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したもの、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏

名を記入したもの)

- ④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

※出願書類の受付完了後、受験番号を記入した「受験票」及び「入学検定料納付済証明書」(後期選抜において入学検定料を納付した者のみ)を交付する。

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書(上記(1)①に同じ)

- ② 健康診断書(令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの)

ただし、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者で文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該過程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

※出願書類の受付完了後、受験番号を記入した「受験票」及び「入学検定料納付済証明書」(後期選抜において入学検定料を納付した者のみ)を交付する。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、「後期選抜志願者名簿」を添付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円、定時制950円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した「自己申告書」を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 県教育委員会において作成した様式を用いる。

- (2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

- (3) 「自己申告書」の提出があった場合、本校校長は、「自己申告書受領書」を交付する。

- (4) 提出期間は、令和5年3月16日(木)から3月22日(水)までとする。

郵送の場合は、3月22日(水)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

7 出願先変更

出願者は、令和5年3月20日（月）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に「後期選抜出願先変更願」を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、「後期選抜出願先変更願」、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに「入学検定料納付済証明書（又はその写し）」を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和5年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- ② 「後期選抜出願先変更願」の提出を受けた学校長は、本校に、「後期選抜出願先変更願」の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた本校校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ④ 出願先変更を希望する志望者のいる中学校の校長は、本校に、「後期選抜出願先変更者名簿」を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ⑤ 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた「受験票」は返還する。

8 面接及び作文

- (1) 日 程 令和5年3月23日（木）

受 付 午前8時30分～午前8時45分

諸連絡 午前8時45分～午前8時55分

作 文 午前9時10分～午前9時50分

面 接 午前10時～

- (2) 場 所 本 校

- (3) 持参する物 ① 受験票 ② 筆記用具 ③ 上ばき

- (4) 注 意 事 項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

9 選抜方法及び選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色と学科の特性を踏まえ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は65点満点とし、合計200点満点とする。

- (2) 個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、英語）を含む。面接については、点数化し、30点満点とする。

- (3) 作文を実施する。与えられたテーマについて、自らの考えを400字以上、600字以内にまとめ

る。作文については、点数化し、20点満点とする。

10 合格者発表

- (1) 令和5年3月24日（金）午後3時以降に発表する。
- (2) 合格者に対して、「受験票」と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

11 その他

後期選抜を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程に出願することができる。